

# 西之表市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
西之表市教育委員会

## 目次

1	計画の趣旨、現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。

西之表市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、「西之表市教育振興基本計画」を策定し、本市教育の目指す姿や育成を目指す人間像などを掲げ、その実現に向けて取り組む施策について、総合的、体系的に位置付けて取組を進めてきました。

国は、令和22年(2040年)以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであるとしています。また、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来し、将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっているという認識です。その中で「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針として掲げ、目指すべき社会像の中での教育の在り方を示すものとして、令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定しました。

教育委員会では、国、県の新たな教育振興基本計画を参酌し、西之表市第7次振興計画や教育委員会の事務の点検・評価の結果等を踏まえ、「西之表市教育振興基本計画」では、『ふるさとを愛し たくましく人生を切りひらく 世界的視野を備えた人間の育成』を基本目標に掲げ計画を推進しています。

一人一人が幸せや生きがいを感じることができるようにするためには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があります。子供たちが幸せや生きがいを感じられるためには、学校教育を担う教師が、保護者や地域との信頼関係を築くことができ、心理的安全性が保たれ、良い労働環境にあることが大切です。

この計画は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鹿児島県条例第47条。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、教育委員会が服務を監督する教育職員(条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。)(以下単に「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより、教育職員一人一人が、意欲と能力を最大限に発揮し、働きがいをもって教育活動を展開できるよう策定します。

### (2) 本市の現状

本市では、令和元年12月に「学校における業務改善方針」を策定し、本市における業務改善の方向性を示しました。また、所管に属する学校の教育職員について「西之表市立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月0～45時間	月45～80時間	月80時間～
小学校	80.4%	17.6%	2.0%
中学校	60.3%	32.3%	7.4%

本市の令和6年度の時間外在校等時間が月45時間を超えている割合は、小学校で19.6%、中学校で39.7%となっています。アクションプラン策定前と比べると改善が見られますが、依然として45時間を超える教職員が一定数存在しています。校種や職種によっても状況に差が見られることから課題に応じた一層の取組が必要であると考えられます。

教職員一人一人がこれまでの働き方を更に見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒に対してよりよい教育を実現するとともに、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立して、日々生き生きと児童生徒と接することができる環境の整備に向けて、働き方改革を一層推進していかなければなりません。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものです。

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間について

- 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にします。
- 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等について

- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。
- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。【R6実績：15.0日】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を15%まで減少させます。【R6実績：16.4%】
- ストレスチェックにおける「自覚的な身体的負担」の肯定的な回答割合を10%以上とします。【R6実績：8.3%（前期6.2%、後期10.4%）】
- ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」の肯定的な回答割合を30%以上とします。【R6実績：24.4%（前期28.7%、後期20.0%）】

## 3 計画の期間

国においては、令和11年度までに、教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしている。よって、本計画の期間は、令和8年度から令和11年度の4年間とするが、今後の社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 基本的には学校以外が担うべき業務

##### ① 登下校に関する対応

- 各校区の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。
- 管理職とスクールガード、PTA役員らによる登校指導の実施を推進します。
- まなびポケットを活用した保護者からの出欠連絡を推進します。

##### ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応

- 放課後から夜間における見回りについては、スクールガードや警察が行う見回り等に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- 市校外生活指導連絡会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

##### ④ 地域ボランティアとの連絡調整

- 学校応援団を活用した人材活用を推進します。
- 地域支援員による放課後及び学級PTA時の見守り活動を推進します。

イ 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

⑤ 調査・統計等への回答等

- 国や県から依頼される多種多様な調査について、教育委員会であらかじめ確認し、内容の重複等を精査して学校の回答に係る負担を軽減します。
- 職員会議のペーパーレスの推進とGoogleフォーム等を活用した調査の実施を推進します。
- 安心・安全メールの活用を推進します。
- PTA出欠や児童・生徒・保護者アンケートのWeb回答を推進します。

⑥ 校内清掃

- 毎日清掃を見直し、週2回程度清掃を実施せず放課後の時間確保を行います。

⑧ 部活動

- 部活動指導員の積極的な雇用と活用を行います。
- 定時退校日に係る部活動の日及び週休日の1日休日の徹底を行います。
- 平日週1日及び土日のうち1日、合わせて原則週2日の部活動の休養日の設定を確実に実施します。
- 部活動時間の短縮を検討していきます。

ウ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

⑨ 給食時の対応

- 複数の教職員による対応を推進します。

⑩ 授業準備、校舎の解錠・施錠

- 校時表の見直しによる放課後の時間確保を検討します。
- 朝の清掃や活動、休み時間などの日課表の見直しを推進します。
- 教頭等、特定の職員に校舎の解錠・施錠が集中することがないように、職員の役割分担の見直しを推進します。

⑪ 学習評価や成績処理

- See-Smile、校務支援システム、Teams等を活用した連絡を行います。
- 各学期にB校時（朝の活動、放課後の会カット）設定を推進します。

⑫ 学校行事の準備・運営

- 学校行事終了後に協議し、次年度に向けて行事の精選を推進します。
- 生成AI活用による文書作成の効率化を推進します。

⑬ 進路指導

- 複数の教職員による進路指導体制の整備を推進します。

⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- 保護者、SC、SSW、教育支援センターとの定期的な連携を推進します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直しや清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行うようにします。
- デジタル技術の活用により、会議や調査物などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成目標を設定します。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に希望がある場合、医師やカウンセラーによる面接指導を実施します。
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進します。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
- 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるように、各学校に対して取得を促します。
- 学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に3日間の学校閉庁日の設定を行います。併せてリフレッシュウィークを1週間設定します。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 各学校の全教職員の在校等時間状況を、出退勤管理システム（See-Smile）で教育委員会が毎月確認し、管理職に指導します。
- 各学校で毎学期実施している安全衛生委員会の結果を教育委員会で集約し、指導及び改善を図ります。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関・学校運営協議会等と連携して取り組みます。
- 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システム（See-Smile）で把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けのマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。